

徳島県告示第五百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十一月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
勝浦郡勝浦町 沼江櫛渕土地改良区	令和七年十一月五日